

香川県条例第35号

香川県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

香川県迷惑行為等防止条例（昭和38年香川県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第12条 <u>第3条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 <u>常習として前項（第3条に係るものに限る。）の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第13条 第2条又は第4条から第10条までの規定のいずれかに違反した者は、10万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。</p> <p>2 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第12条 前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第13条 第2条から第10条までの規定のいずれかに違反した者は、10万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。